

J Aあいち海部ゴルフ友の会 会則

(目 的)

第 1 条 この会は、会員相互の親睦と交流及び健康の増進を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この会の名称は J Aあいち海部ゴルフ友の会とする。

(構 成)

第 3 条 この会の会員は次の条件を満たす者とする。

1. あいち海部農業協同組合の組合員または同居する家族であること。

(加入・脱退)

第 4 条 この会の加入・脱退は自由とする。ただし、脱退者の会費は返却しないものとする。

(組 織)

第 5 条 この会の組織として各支部（支店）を置く。

(活 動)

第 6 条 この会は第 1 条で掲げた目的を達成するため次の活動を行う。

1. ゴルフ大会を年 1 回程度開催する。
2. その他目的を達成するための行事を実施する。

(役 員)

第 7 条 この会の運営は下記により行う。

1. 各支部（支店）単位で会員より支部長 1 名を互選し、支部長は本部役員とする。
2. 各本部役員の中より、会長 1 名、副会長 1 名、会計 1 名、監事 1 名を選任する。

(役員の仕事)

第 8 条 会長、支部長はそれぞれの組織を代表し統括管理する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代理する。

(役員任期)

第 9 条 この会の本部役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げないものとする。

(経費)

第 10 条 この会の運営活動費用は、会費、農協助成金及び入会金でまかなう。

(事業年度)

第 11 条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(事務局)

第 12 条 この会の事務局は次のとおりとする。
1. この会の事務局はJAあいち海部本店内に置く。
2. 各支部は支店長（担当者）が担当する。

(役員総会)

第 13 条 この会は年1回の総会に代わるべき役員総会を設けるものとし、次のとおりにする。
1. 役員総会は本部役員が出席するものとする。
2. 役員総会において年間の活動内容（事業、予算、決算、役員選出等）を協議し、承認するものとする。
3. 役員総会の開催の際は、会長が議長を兼ねるものとする。

(細則)

第 14 条 この会則の細則は次のとおりとする。
1. この会則に定めのない事項は、役員会でその都度協議の上、これを決定する。

附 則

1. この会則は、平成19年 6月 5日から施行する。
この会則の変更は、平成20年 5月30日から効力を生ずる。
この会則の変更は、平成21年 5月29日から効力を生ずる。
この会則の変更は、令和 元年 5月30日から効力を生ずる。